令和５年９月15日版

中小企業者等事業継続緊急支援金
（令和５年度事業） 募集要項

＜はじめに＞

◆ 本支援金は、令和５年６月20日申請締切の前支援金を売上減少・エネルギー価格高騰の比較期間を更新（令和５年４月～９月）し、新たに実施するものです。

◆ 申請受付期間は、令和5年８月７日（月）から11月30日（木）までです。

◆ １事業者１回のみ（店舗ごとではなく事業者単位）の申請となりますが、前支援金を申請された方も新たな期間で要件を満たせば申請することができます。

＜書類の受取先及び提出先＞

●**法人**の場合：**本店所在地（履歴事項全部証明書に記載）**の市町村の**商工会議所・商工会**

●**個人**の場合：**住所地（※確定申告書に記載）**の**商工会議所・商工会**

※詳しくは、P.23「1） 申請先の確認」を御確認ください。

申請書は、提出先の商工会議所・商工会の窓口又はホームページから取得してください。

原則郵送で商工会議所・商工会に提出し、お手元に申請書類一式の保管をお願いします。

※商工会議所・商工会の会員以外の方でも申請が可能です。

＜お問合せ先＞

本要項の内容を十分にご確認の上、**支給要件**や**申請書類の記載方法等**に関してご不明な点がある場合は、下記事務局までお問合せ下さい。なお、前支援金事務局から電話番号を変更しておりますのでご留意ください。

中小企業者等事業継続緊急支援金事務局

電　話　番　号	**019-653-3595**
電話受付時間	午前９時30分から午後５時00分まで（土・日・祝日を除く）
電話受付期間	令和５年７月10日(月)から令和５年11月30日(木)まで

申請に当たって・・・

・ 申請書は、**全ての書類の不備が解消した日が受理日**となります。支援金の支給は、書類が整い内容を確認出来たものから順次行っていく予定ですが、**受理日から支給まで１か月程度**を要します。

・ 支援金の不正受給（営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないのにも関わらず申請すること等）は犯罪です。警察当局と連携し、厳格に対処します。

・ **申請時の書類の記入はボールペンを使用**してください。(消せるボールペンや鉛筆等の使用は不可です)

中小企業者等事業継続緊急支援金
(令和５年度事業)
募集要項

目　次

１．中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)について

（１）　目的　P．2

（２）　支給対象者　P．2

（３）　支給要件等　P．8

（４）　支給額　P．8

（５）　支給要件等の確認方法　P．9

２．申請手続き

（１）　手続きの流れ　P．23

（２）　申請受付期間　P．23

（３）　留意事項　P．24

３．提出書類

（１）　提出･添付書類に関する注意点　P．25

（２）　法人の場合　P．25

（３）　個人事業者の場合　P．26

（４）　申請書類記載例　P．27

４．参考

○　申請書類の留意事項　P．33

１．中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)について

（１）目的

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び原油価格高騰等による費用増加に直面している中、事業継続を図ろうとする中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費の一部を支援することで事業の継続を図っていただくことを目的に支援金を支給するもの。

（２）支給対象者

支給対象者は、次の①～⑩に全て該当する中小企業者であること。

① **岩手県内に本店所在地（履歴事項全部証明書に記載）がある法人**等、または**県内に住所（確定申告書に記載）がある個人事業者**等の中小企業者であること。

② P.３～４に定める対象業種を営む事業者であること。

③ **令和５年４月から９月までの期間のうち、いずれか一月の売上が平成31年４月から令和４年９月までの中の任意の年の同月と比較して20%以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギー（※１）の単価が令和３年の同月の単価と比較して増加している者であること。**（※２,※３）

④ 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

⑤ 対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること。 （※4）

⑥ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。

⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

⑧ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。 （※5）

⑨ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

⑩ 関係法令を遵守していること。

※１ エネルギーとは、事業に要する電気、ガス（都市ガス、LPガス）、燃油（ガソリン、灯油、軽油、重油）及びその他の燃料等をいう。

※２ 令和５年６月１日までに事業を開始し、売上及び仕入等の取引を行っていること。
なお、申請時点において、比較する前年までの売上が存在しない者にあっては、特例による比較を用いることができることとする（⇒P.13～16「◆特例／ケ.新規創業者等」参照）

※３ 白色申告者にあっては、基本的に月平均の売上で算定を行うこと。
（⇒P.11「◆原則／オ.白色申告者の場合の計算例」参照）

※４ 何らかの理由により確定申告を免除されている事業者にあっては、当該理由が合理的であり、確定申告書類と同等の書類を適切に作成していた時は支給の対象とする場合があること。

※５ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に定めるものをいう。

（２）支給対象者

①対象業種を営む中小企業者

下記の対象業種一覧表に該当する業種を主たる業種として営む中小企業者を対象とします。

【対象業種一覧表（１／２）】

大分類	中分類（又は小分類）
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D（建設業）	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E（製造業）	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）

（２）支給対象者

①対象業種を営む中小企業者

【対象業種一覧表（２／２）】

大分類	中分類（又は小分類）
Ｉ（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
Ｊ（金融業、保険業）	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
Ｋ（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
Ｏ（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
Ｐ（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Ｑ（複合サービス事業）	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
Ｒ（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 （931 経済団体） （932 労働団体） （933 学術・文化団体） （939 他に分類されない非営利的団体） 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日告示第 175 号（平成 25 年 10 月改定））」に基づく分類となります。

（２）支給対象者

②中小企業者の規定

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する会社及び個人（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による）をいいます（下記表のとおり）。

【中小企業要件表】

業　種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他（下記に掲げる業種を除く）	３億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	900人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
うちソフトウェア業または情報処理サービス業	３億円以下	300人以下
うち旅館業（宿泊業）	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下

※　上表は対象業種を示すものではありません。対象業種については、対象業種一覧表（P.３～４）をご確認ください。

※　その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当し、中小企業者と同等の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告等を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。
（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人　等）

※　以下のいずれかに該当する出資構成の場合は対象外とします。（いわゆる「みなし大企業」は対象外）
(１)発行済株式の総額又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している事業者
(２)発行済株式の総額又は出資価額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している事業者
(３)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占める事業者

（２）支給対象者

③業種の定義

原則、「確定申告書」や「法人事業概況説明書」、「青色申告決算書」、「(白色)収支内訳書」等に記載している業種をもとに要件を確認します。

④複数の業種にまたがる場合

売上の過半を占める業種をもって、中小企業者に該当するかどうか判断してください。
例）卸売業と小売業を営んでおり、卸売業の売上が全体の過半を占めている場合は卸売業とする

○卸売業…事業者に対して販売活動を行うもの。
（自社内で製造・加工したものを別の企業に卸売した場合は、「卸売業」ではなく「製造業」となります）
○小売業…一般消費者に対して販売活動を行うもの。

⑤従業員の定義

中小企業者の定義における従業員の考え方は「解雇の予告を必要とする者」とされています。従って、アルバイトやパートタイム労働者であっても、期間の定めなく雇用されていたり、期間を定めて雇用していても契約を更新している場合は、「解雇の予告を必要とする者」に含まれますので、従業員としてカウントしてください。

⑥支給対象とならない中小企業者

ア　「みなし大企業」に該当する法人

① 発行済株式の総額又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している事業者

② 発行済株式の総額又は出資価額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している事業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占める事業者

イ　その他、支給対象とならない中小企業者

① 本店が県外にある法人等や、県外に住所（確定申告書に記載）を有する個人事業者

② 令和５年４月から９月までの期間のうち、いずれか一月の売上が平成31年４月から令和４年９月までの中の任意の年の同月と比較して20%以上減少していない中小企業者

③ 売上が減少した同月に、事業のために使用したエネルギー類の支出がない中小企業者

④ 申請時点で事業を休業している、または事業を継続する意思がない中小企業者

⑤ 確定申告書第一表おける「収入金額等」の欄の「事業収入」を申告している場合であっても、使用人（雇用主）との間で雇用契約を締結している労働者である場合や被扶養者の個人事業者

⑥ 主たる売上を農林漁業収入が占める中小企業者

⑦ その他の支給要件に該当しない中小企業者

（２）支給対象者

⑦個人事業者の規定

個人事業者とは、原則として、収入を所得税確定申告書第一表における**「収入金額等」の欄の「事業収入」**によることとして申告している**「継続・反復して事業を行っている個人」**を指します。
ただし、同申告書において、収入を「雑所得」・「給与」・「不動産」として申告している場合は、事業実態を確認する資料により個別に判断します。

●フリーランスや、主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者の場合

フリーランスや主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者は、以下の条件により判断します。

雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、「雑所得」または「給与所得」の収入（以下、「業務委託契約等収入」という。）として扱われる収入を主たる収入としていること。

①売上減少要件の基準月を含む事業年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載がないこと。
※確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載のある方は、通常通り申請を行ってください。

②確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち、「給与」・「雑業務」・「雑その他」の欄に含まれる業務委託契約等収入の合計が、収入区分のウ～クの中で最も大きいこと。

【提出書類】
業務委託契約書等の写し（契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「委任契約」等の契約書ではないこと）、支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し、報酬が支払われたことが分かる通帳の写し、国民健康保険被保険者証の写し等

●不動産賃貸業を営む個人事業者が申請する場合

個人事業者が不動産賃貸業として申請を行う場合は、原則として、不動産賃貸業を主たる「事業」として行っていることを要件とします。
不動産賃貸業を営む場合でも、ほかに事業収入を有し、不動産賃貸業以外の業種で申請する場合には、比較する売上に不動産収入を含めません。

【提出書類】
不動産所得用の青色申告決算書・(白色)収入内訳書等

※不動産賃貸業であっても、物件の全てが同一代表者間による貸し付け（個人⇒法人／法人⇒個人）の場合は対象となりません。

●対象外となる場合

確定申告書第一表の「収入金額等」の欄の「事業収入」を申告している場合であっても、使用人（雇用主）との間で雇用契約を締結している労働者が事業を副業として営んでいる場合や、被扶養者で事業としての実態の確認ができない場合は、**本支援金は対象外**です。

（３）支給要件等

以下の３つの支給要件等を全て満たしているか具体的にご確認の上、申請書を作成してください。

要件 1 売上減少

令和５年４月～９月までの期間のいずれか1か月（対象月）の**売上**が、
平成31年４月～令和４年９月までの任意の年の同月（基準月）比で**20%以上減少**していること。

【例】 基準月が令和４年６月、対象月が令和５年６月の場合

基準月	年			令和４年			
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	売上（万円）	80	90	110	120	80	90
対象月	年			令和５年			
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	売上（万円）	80	90	70	110	60	55
減少率（%）		0.0	0.0	36.3	8.3	25.0	38.8
支給要件可否		×	×	○	×	○	○

※売上減少率：（基準月売上－対象月売上）÷基準月売上×100
※基準月を令和４年８月、令和４年９月として比較した場合も要件を満たす

要件 2 エネルギー価格の上昇

売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が**令和３年同月の単価と比較して増加**していること。（様式第１号関係別紙１「支給要件確認表」参照。）

要件 3 事業継続の意思

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

（４）支給額

支給額は下記の通りです。事業者単位で支給します。（店舗等の事業所単位ではありません。）

法人等 **15万円**　　**個人事業者** **7.5万円**

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**①売上確認書類の例**

- **法人税・所得税確定申告書の提出が必要な場合、確定申告書には「電子申告日時の記載」「税務署受領印」「受信通知」のあるものに限ります。**
- **個人事業者の方は、申請書類の留意事項「個人事業者共通の注意点」（P.35～37参照）を併せてご確認ください。**

ア．法人の場合

①対象月（令和５年４月～９月）の売上確認書類

●申告が済んでいる月の売上の場合
→その期の法人税確定申告書＋法人事業概況説明書（1,2ページ）＋（※該当月の売上データ等）
※法人事業概況説明書の月別売上金額を用いる場合は、千円単位で記載
※法人事業概況説明書の月別売上金額を用いない場合は、実データ等を別途添付

●申告が済んでいない月の売上の場合
→任意の売上確認書類（月売上や関連する費用の変動状況が整理されたデータ・試算表など）
※月売上の合計金額のみを記載したものは不可
※会計・経理システムやExcel等で管理され、売上以外の科目（仕入や給料等）についても記載があるような試算表であれば、日別売上がないものでも可

②基準月（平成31年４月～令和４年９月）の売上確認書類

→その期の法人税確定申告書＋法人事業概況説明書（1,2ページ）＋（※該当月の売上データ等）
※法人事業概況説明書の月別売上金額を用いる場合は、千円単位で記載
※法人事業概況説明書の月別売上金額を用いない場合は、実データ等を別途添付

イ．個人事業者（青色申告）の場合

①対象月（令和５年４月～９月）の売上確認書類

→任意の売上確認書類（月売上や関連する費用の変動状況が整理されたデータ・試算表など）
※月売上の合計金額のみを記載したものは不可
※会計・経理システムやExcel等で管理され、売上以外の科目（仕入や給料等）についても記載があるような試算表であれば、日別売上がないものでも可

②基準月（平成31年４月～令和４年９月）の売上確認書類

→その年の確定申告書＋青色申告決算書（1,２ページ）
※原則、青色申告決算書２ページ目の月別売上金額による
※青色申告決算書2ページ目を提出していない場合は、月別売上表が別途必要

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**①売上確認書類の例**

ウ．個人事業者（白色申告）の場合

①対象月（令和５年４月～９月）の売上確認書類

→任意の売上確認書類（月売上や関連する費用の変動状況が整理されたデータ・試算表など）
※月売上の合計金額のみを記載したものは不可
※会計・経理システムやExcel等で管理され、売上以外の科目（仕入や給料等）についても記載があるような試算表であれば、日別売上がないものでも可

②基準月（平成31年４月～令和４年９月）の売上確認書類

→その年の確定申告書＋収支内訳書＋（※日々の売上を記した台帳、月別売上表）
※原則、月平均の売上金額となるが、実際の月売上額で申請する場合は台帳等が必要
※収支内訳表を提出していない場合は、月別売上表が別途必要

エ．個人事業者（市町村民税・県民税申告のみ）の場合

①対象月（令和５年４月～９月）の売上確認書類

→任意の売上確認書類（月売上や関連する費用の変動状況が整理されたデータ・試算表など）
※月売上の合計金額のみを記載したものは不可
※会計・経理システムやExcel等で管理され、売上以外の科目（仕入や給料等）についても記載があるような試算表であれば、日別売上がないものでも可

②基準月（平成31年４月～令和４年９月）の売上確認書類

→その年の市町村民税・県民税申告書＋収支内訳書＋(※日々の売上を記した台帳、月別売上表)
※基準月の時点において所得税の確定申告を行っていた場合は、イ・ウに準じる。
※原則、月平均の売上金額となるが、実際の月売上額で申請する場合は台帳等が必要
※収支内訳表を提出していない場合は、月別売上表などが別途必要

（参考）　任意の売上書類として認められる資料例　　※あくまで本支援金上の取扱いとなります。

適切な資料例

売上を記録(日毎)

４月１日	15,000
４月２日	12,000
４月30日	10,000
４月計	250,000

容認できる資料例

売上・販売費・一般管理費等を記録(月毎)

	売上	販売費	一般管理費
４月	250,000	25,000	20,000
５月	150,000	15,000	12,000
６月	200,000	20,000	16,000

認められない資料例

管理の不十分な記録(月売上のみ)

４月	250,000
５月	150,000
６月	200,000

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**②売上減少要件の確認（特例等）**

◆ 原則

オ．白色申告者の場合の計算例

白色申告者の場合は、売上を年間の月数で割った**平均月額を<u>基準月の売上</u>として比較**します。

◆**基準月**（平成31年４月～令和４年９月までの任意の年の同月）
基準月を含む年の売上を年間の月数で割った**平均月額**
※月毎の日計表等を作成し、白色申告の合計額とも合致している場合には、その集計表に記載してある月額を用いて比較することも可とします。（⇒P.12『カ 白色申告者の特例』参照）

◆**対象月**（令和５年４月～９月までの期間のうちいずれかの月）
売上台帳等(任意の確認書類)に基づく額

基準月の売上は、原則、収支内訳書１ページにおける**「収入金額」欄の「①売上(収入)金額」を年間の月数で割り**、月平均額を比較します。

【例】令和４年の売上金額が3,600,000円の場合
3,600,000円÷12か月＝月300,000円

※平均額に１円未満の端数が生じる場合は切り捨ててください。

※年度途中に創業している場合は売上金額を営業月数で除すことにより１月当たりの平均額を算出します。

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**②売上減少要件の確認（特例等）**

◆ 特例

カ．白色申告者の特例

白色申告者の基準額で、**日計表の作成等**や、**月毎の売上と対応する費用等を集計**するなど適切に経理状況を把握している場合、その帳簿に基づいた売上月額を算定に用いることができます(帳簿を売上金額がわかる書類として使用できます)。

※あくまで本支援金上の取扱いとなります。

（参考）　任意の売上書類として認められる資料例(P.10記載)

適切な資料例

売上を記録(日毎)

４月１日	15,000
４月２日	12,000
４月30日	10,000
４月計	250,000

容認できる資料例

売上・販売費・一般管理費等を記録(月毎)

	売上	販売費	一般管理費
４月	250,000	25,000	20,000
５月	150,000	15,000	12,000
６月	200,000	20,000	16,000

認められない資料例

管理の不十分な記録(月売上のみ)

４月	250,000
５月	150,000
６月	200,000

帳簿の合計金額は、その年の確定申告の額と一致する必要があります。

留　意　点　**売上減少を確認する添付資料について**

売上減少要件を確認するため、以下の書類の提出が必要です。

・基準月を含む年の売上台帳や売上等データなど任意の売上確認資料の写し
・法人の場合は、比較する年の法人税確定申告書の写し、個人事業者の場合は、比較する年の所得税確定申告書の写し（税務署受領印等の記載が必要です。⇒P.33『〇　確定申告書について』参照）

キ．正当な事由により確定申告書等の写しが提出できない場合

売上減少要件の基準月を含む事業年（令和１年～令和４年)の確定申告書等の写しについて、正当な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、以下の証拠書類を代替として提出すること。
（例　：災害により確定申告書類等の写しを紛失した場合等）

追加の提出書類
当該事業年の確定申告で申告した**月次の事業収入を証明できる書類**であり、**税理士等による署名または押印があるもの**（様式任意）

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**②売上減少要件の確認（特例等）**

◆ 特例

ク．個人事業者で確定申告の義務がない場合

売上減少要件の基準月を含む事業年(令和１年～令和４年分)の確定申告の義務がない場合

追加の提出書類
当該年分の住民税の申告書類(市町村民税・県民税の申告書類)**の写し** ※収受日付印のない場合は市町村が発行する所得額が記載されている証明書を併せてご提出ください。 ※住民税の申告書類では、月次の事業収入が記載されていないため、原則、白色申告に準じます。

ケ．新規創業者等（令和４年９月２日～令和５年６月１日に設立・開業）

令和４年９月２日から令和５年６月１日までの間に法人を設立または個人事業を開業した場合、**設立または開業した年の任意の３か月間の売上の平均月額を売上減少要件の基準月の売上とした上で**、その３か月に引き続く対象月の売上が、基準月の売上に比べて**20%以上減少**していることが確認できれば、特例を適用して要件を満たすこととします。

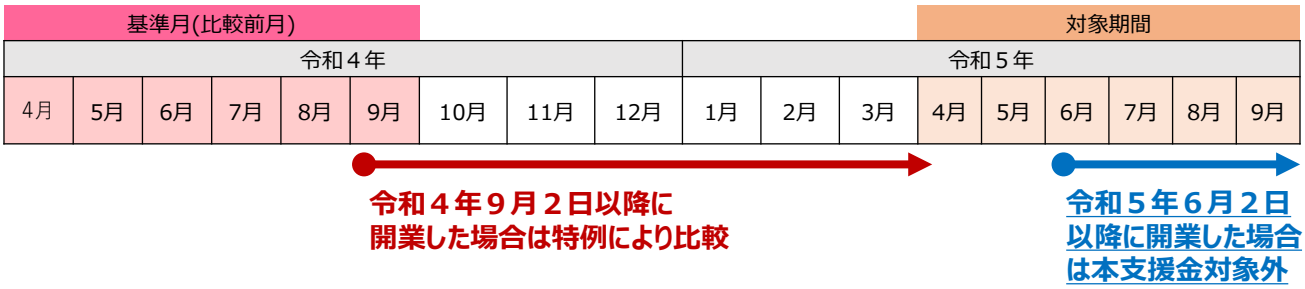

原則、創業日は、以下で判断します（商号や屋号の変更、店舗の移転等は、創業に該当しません）

法人…「履歴事項全部証明書」の会社設立の年月日

個人…「開業届」に記載されている開業日（税務署の受領日ではありません）

※開業届を提出していない場合は税務署に開業届を提出してから申請してください。
※創業日から実際の営業開始日までに期間が空いているなど、創業日で営業開始を判断できない場合には個別にお問合せ下さい。（法人概況説明書や青色申告決算書等によって、営業開始時期（売上計上時期）が客観的に判断できる場合等）
※令和５年６月２日以降の開業の場合、対象期間と比較期間の４か月を確保できないため、本支援金の対象となりません。

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**③新規設立･開業者**

◆ 特例

ケ．新規創業者等（令和４年９月２日～令和５年６月１日に設立･開業）

売上比較の方法

STEP 1	**基準期間を決め、基準月の売上（平均月額）を算出** 連続する３か月の基準期間を選択します。 選択した３か月の売上の平均月額を算出し、基準月の売上とします。
STEP 2	**対象月の売上を比較する** 対象月は、STEP 1 で決めた連続する３か月に引き続く１か月（令和５年４月～９月のうち１か月）です。 対象月の売上が、基準月の売上に比べて20%以上減少しているか確認します。

【例１】令和５年１月１日に開業した場合

特例の基準月（基準期間）			対象月		
令和５年					
１月	２月	３月	４月	５月	６月
30万円	20万円	25万円	15万円	40万円	20万円

●STEP１：令和５年１月～３月の平均月額を算出
（30万円＋20万円＋25万円）÷３か月＝**25万円**

●STEP２：対象月の売上を比較する
基準月の売上25万円に比較し、対象月の１か月の売上が20%以上減少していれば申請可能

▶令和５年４月で申請可能

【例２】令和５年１月１5日に開業した場合

特例の基準月（基準期間）						対象月
令和５年						
12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
15万円	30万円	20万円	40万円	60万円	40万円	20万円

●STEP１：令和５年３月～５月の平均月額を算出
（40万円＋60万円＋40万円）÷３か月＝**46.6万円**

●STEP２：対象月の売上を比較する
基準月の売上46.6万円に比較し、対象月の１か月の売上が20%以上減少していれば申請可能

▶令和５年６月で申請可能

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**③新規設立･開業者**

◆ 特例

ケ．新規創業者等（令和４年９月２日～令和５年６月１日に設立･開業）

【例３】令和5年６月１日に開業した場合

基準月			対象月
令和５年			
６月	７月	８月	９月
40万円	50万円	30万円	50万円

●STEP１：令和５年６月～８月の平均月額を算出
（40万円＋50万円＋30万円）÷３か月＝**40万円**

●STEP２：対象月の売上を比較する
基準月の売上40万円に比較し、対象月の１か月の売上が20%以上減少していれば申請可能

▶売上減少要件を満たさないため申請不可

提出書類

■ 法人等
①申告の終わっている期の売上を含む場合は、その期の法人税確定申告書別表一の写し＋法人事業概況説明書（表面･裏面）の写し
②申告の終わっていない期の売上については、任意の売上確認書類
③履歴事項全部証明書

■ 個人事業者
①令和４年の確定申告書第一表の写し
②令和４年の青色申告決算書または収支内訳書等の写し
③令和５年の基準月･対象月に係る売上台帳の写し
④次のいずれかの書類
　1.個人事業の開業･廃業等届出書の写し(P.6参照)
　（開業日が令和４年９月２日から令和５年６月１日かつ、収受印が押印されているもの）
　2.開業日等が確認できる公的機関が発行または収受した書類の写し
　（事業開始年月日が令和４年９月２日から令和５年６月１日かつ、当該書類の発行日または収受日が確認できるもの　（例：飲食店営業許可証、運送業許可証等））

※新規創業者等で申請する場合は、別紙1-2「支給要件確認表（新規創業者特例用）」により、支給要件の確認を行ってください。（P.31参照）

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**③新規設立・開業者**

◆ 特例

ケ．新規創業者等（令和４年９月２日～令和５年６月１日に設立・開業）

追加の提出書類の注意事項

■個人事業の開業・廃業等届出書の写し

開業日が令和４年９月2日から令和５年６月１日であり、収受日付印が押印されていることが条件です。
※e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。
※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。

収受日付印が押印されていること

個人番号を黒塗りまたは目隠しすること。

「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること

「開業・廃業等日」欄において、開業日が、令和４年９月２日から令和５年６月１日の期間にあること

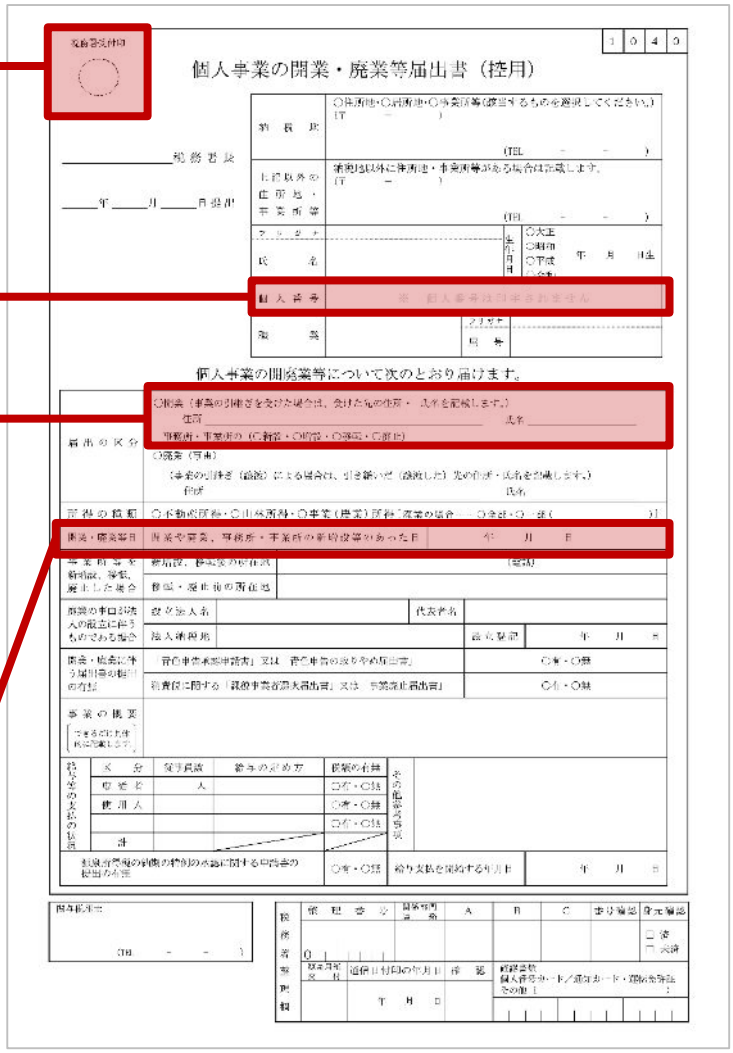

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　④その他

◆ 特例

コ．合併

売上を比較する２つの月の間に合併を行った場合、売上減少要件の対象月の売上が、売上減少要件の基準月の合併前の各法人の売上を合算したものと比べて20%以上減少している場合、（証拠書類等並びに算定式及び基本情報について）特例を適用することができます。

【例】令和４年６月にA社とB社が合併してC社となった場合

（基準月）
A社とB社の令和２年６月の売上の合計＝20万円+20万円＝40万円

（対象月）
合併後のC社の令和５年６月の売上：24万円

A社とB社の合算した令和２年６月の売上の合計40万円に対して、C社の令和５年６月の売上が24万円であり、20%以上減少していることから要件を満たします。

追加の提出書類
基準月の売上を確認することのできる、合併前の各事業者の確定申告書 別表一の写し及び法人事業概況説明書（表面・裏面）の写し

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　④その他

◆ 特例

サ．事業承継（死亡等）

売上を比較する２つの月の間に事業の承継を受けた場合、売上減少要件の対象月の売上が、売上減少要件の基準月の事業承継前の各人の売上を合算したものと比べて20%以上減少している場合、（証拠書類等並びに算定式及び基本情報について）特例を適用することができます。

【例】令和２年９月にA氏からB氏に事業を承継した場合
　　基準月：令和２年６月、対象月：令和５年６月

基準月

A氏	対象年	令和2年					
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	売上（万円）	10	30	30	30	90	70

B氏	対象年	令和2年					
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	売上（万円）	30	50	40	30	90	70

令和２年に９月
A氏からB氏へ
事業継承

対象月

B氏	対象年	令和5年					
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	売上（万円）	40	70	50	60	60	70

■基準月の売上（令和２年６月）
A氏の売上：300,000円　＋　B氏の売上：400,000円　＝**700,000円**

■対象月の売上（令和５年６月）
500,000円

▶ 20%以上減少しているため支給要件を満たします。

追加の提出書類

①個人事業者の開業・廃業等届出書の写し
売上減少要件の基準月と対象月の間に事業の引継ぎが行われたことが明記されていること

②事業承継前の売上要件の基準月を含む前事業者及び後継者の 確定申告書第一表の写し
後継者が事業承継前に事業をしていない、または確定申告をしていない等の理由により、確定申告書の写しを提出できない場合は、提出不要です。その場合は売上の合算は行いません。

※対象月以降に事業承継が行われた場合も、①を提出してください。

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**④その他**

◆ 特例

シ．事業承継（死亡等）

追加の提出書類の注意事項

■個人事業の開業･廃業等届出書の写し

以下の要件が満たされていることが条件です。

①「届出の区分」欄において**「開業」が選択**されていて、事業承継した者の住所及び氏名(前事業者)から、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

②**開業日が、売上を比較する2つの月の間にある**こと。

③**収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されている こと。**

なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は**「受信通知（メール詳細）」**を添付すること。

収受日付印が押印されていること

個人番号を黒塗りまたは目隠しすること。

「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること

事業承継した者(前事業者)の個人確定申告書に記載の住所・氏名から、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること

「開業・廃業等日」欄において、開業日が、売上を比較する２つの月の間にあること

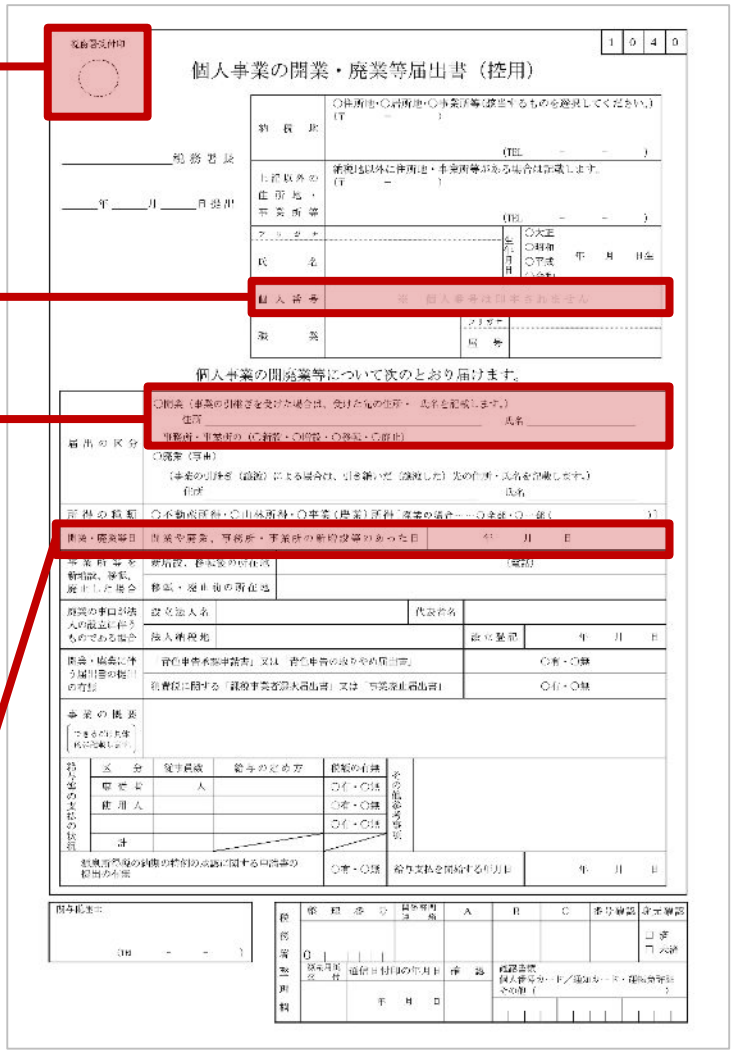

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**④その他**

◆ 特例

ス．法人成り、個人成り

申請者が**法人**で、**売上を比較する２つの月の間に個人事業者から法人化した場合**、法人化前に**個人事業者として作成した資料（確定申告書や売上台帳等）を証拠資料**とすることができます。
また、申請者が**個人事業**者で、**売上を比較する２つの月の間に法人から個人事業者となった場合**、個人成り前に**法人として作成した資料（確定申告書や売上台帳等）を証拠資料**とすることができます。

追加の提出書類	
■**法人成り**の場合	個人事業の廃業届出書
■**個人成り**の場合	登記事項証明書（解散登記記載のもの）

セ．NPO、公益法人等

申請者が特定非営利活動法人、公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）で、確定申告を行っていない場合、（証拠書類等並びに算定式及び基本情報について）特例を適用することができます。
ただし、どの団体等もP. ３～４に示す業種を主たる業種として事業活動を行っている場合に適用するものです。

※事業収入には補助金、助成金、寄付金等を含めますが、継続性のない一時的に得た補助金等（建物建設のために一時的に得た補助金等）は除きます。

※法人税法別表第二に該当する法人は、こちらからご覧ください。
（e-Gov法令検索： https://elaws.e-gov.go.jp/ ）

※対象月の事業収入が、基準月を含む事業年度の年間事業収入を年間の月数で割った平均月額の事業収入よりも20%以上減少している必要があります（月別の売上台帳等による比較不可）。

追加の提出書類

以下の年間収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人、公益社団法人	正味財産増減計算書

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　⑤エネルギー単価上昇要件の確認

◆ 原則

ソ．エネルギー単価上昇要件の確認

売上減少要件を満たした月に事業のために支払ったエネルギーについて、区分に応じて申請してください。（様式第１号関係別紙１「支給要件確認表」参照。）

ア　申請するエネルギーが電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油のいずれかの場合

事業のために支払ったエネルギーが、電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油のいずれかの場合は、申請するエネルギー区分を選択し、対象月のエネルギー料金を記入して下さい

なお、これらのエネルギー類の価格上昇は確認済のため、令和３年のエネルギー料金の単価や証明書類は不要です。

①以下から、申請するエネルギー区分を１つ選択してください。

✓	電気		都市ガス		LPガス		ガソリン		灯油		軽油		重油

②「１売上減少要件」で選択した**対象月**において、事業のために支払ったエネルギーの料金（請求書・領収書等に記載の金額）を以下に記入してください。

R5.6	40,000	円

注2　令和３年同月のエネルギー料金の単価や証明書類は不要です。
注3　申請者名と領収書等の名義は一致していること。

イ　申請するエネルギーが上記「ア」以外の場合

申請するエネルギーが、電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油以外の場合は、申請するエネルギー名を明確にした上で、**売上減少要件にて選択した対象月において、事業のために支払った対象エネルギーの単価と、令和３年同月の同一エネルギーの単価を比較し、増加している場合に要件を満たします。**

① エネルギー名　水素、薪、ペレット、木炭など

R5.４で支払ったエネルギーの請求額が10,000円（税抜）、数量が10kgの場合、単価は1,000円（10,000÷10）になります。

② 対象月　　令和３年同

R5.4	1,000	円	R3.4	900	円	○

この場合、対象月のエネルギーの単価が、令和３年同月の単価と比較して増加しているため、要件を満たします。

（５）支給要件等の確認方法

参　　考　**⑤エネルギー単価上昇要件の確認**

◆ 原則

タ．エネルギー料金の支払いを確認できる書類（請求書・領収証等）の写しの提出

売上減少要件を満たした月に事業のために支払ったエネルギーについて、エネルギー料金の支払いを確認できる書類（請求書・領収書等の写し）を提出してください。
規格や単価が分かる書類の写しの**該当部分をマーカー等で明確に表示の上、提出してください。**

- 令和５年４月から９月までの任意の一月において、事業のために支払ったエネルギーの料金を証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。
- 請求書・領収書等の名義が、**申請者名と一致**しているものであること。一致していない場合は、その理由を記載してください（正当な理由がない場合には認められません。）。
- **分割払い**の場合は、**支払いが完了した月を支払月**として扱います。
- 請求書・領収書等がない場合は、以下の書類を全て提出してください。
  ①申請者名・住所・使用月などが分かる検針票の写し
  ②口座振替が分かる通帳の写し

宛先が無いレシート以外に証憑書類が無い場合

宛先が無いレシート以外に証憑書類が無い場合は、そのレシートの写しをご提出ください。事業用に支払っていることを確認するため、**複数回支払いしている根拠がある場合は、証憑書類として複数枚のレシートを提出してください。**レシートの写しをご提出の場合、当該レシート以外に提出できる証憑書類がないこと、申請者本人宛に発行されたものであることを証明していただくために、**レシートの写しの余白に申請者名を自署の上、提出してください。**
※申請者名は、**①法人名又は屋号**、**②代表者名または個人事業者名**の**両方**を記入してください。

クレジットカード決済の場合

クレジットカード決済の場合は、**エネルギー料金の引き落とし完了後に申請を行ってください。**併せて、**①エネルギー類の規格、単価及び購入量が分かる請求書等の写し、又は申請者名を自署したレシートの写し、②支払完了が確認できる書類の写し**を添付してください。
なお、購入金額がクレジットカードの月額支払額に含まれる場合は、上記①、②のほかに**③クレジットカード利用明細の写し**も添付してください。

○　購入金額と支払額が同じ場合

①請求書等の写し もしくは 購入レシートの写し（自署）　＋　②支払完了が確認できる書類の写し（通帳の写し等）

○　購入金額がクレジットカードの月額支払額に含まれる場合

①請求書等の写し もしくは 購入レシートの写し（自署）　＋　②支払完了が確認できる書類の写し（通帳の写し等）　＋　③クレジットカード利用明細の写し

（１）手続きの流れ

１）申請先の確認

法人の場合：本店所在地（履歴事項全部事項証明書に記載）の市町村の商工会議所・商工会
個人の場合：住所地（※確定申告書に記載）の商工会議所・商工会
※店舗が○○市にあっても、確定申告における住所が××町の場合、××町にある商工会議所・商工会に申請。
※本人確認書類の住所地が県外である場合は、令和４年の確定申告書の住所地が県内であること。
（売上を令和元年～令和３年の確定申告書と比較している場合、令和元年～令和３年の確定申告書に加えて、令和４年の確定申告書を追加で提出すること）

下記ホームページにおいて商工会議所・商工会のホームページのリンクを掲載しておりますので、ご確認ください。

【中小企業者等事業継続緊急支援金ホームページ】
（名称）中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業 インフォメーション
（URL）https://iwate-shien-r5.com/

２）申請書類の取得

申請書類は、申請先の商工会議所・商工会のホームページからダウンロードするか、当該商工会議所・商工会の窓口にてお受け取りください。
※７月27日（木）以降、商工会議所・商工会のホームページ等でお知らせします。

３）支援金の申請

提出された申請書は返却しません。申請内容の確認等で連絡する場合もありますので、提出書類については必ず写しを取り、保管してください。
保管にあたっては、申請から５年間（令和11年3月31日まで）保管する必要があります。
また、申請内容については必ずご自身で把握してください。
※商工会議所・商工会の会員以外の方でも申請が可能です。

（２）申請受付期間

令和５年８月７日（月）から**11月30日（木）**まで（当日消印有効）

※なお、執行状況によっては、締切を前倒しする場合がありますので、お早めの申請をお勧めします。

（３）留意事項

○　必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等を求めることがあります。

○　提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。

○　提出された申請書は返却いたしません。**申請内容の確認等でご連絡することもありますので、提出書類については必ず写しを取り、保管してください。**なお、受給事業者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を５年間（令和11年３月31日まで）保管しておく必要があります。

○　本支援金は他の補助金等との併給を可としていますが、他の補助金等において併給を禁止している場合もありますので個別にご確認ください。

○　審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日、通知いたします。
なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

○　支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
この場合、申請者は、商工会議所・商工会に支援金を返金するとともに、加算金や期限までに納付しなかった場合には延滞金をお支払いいただくこともありますので、ご承知おきください。

○　不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。

○　必要に応じて商工会議所・商工会や県が申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は商工会議所・商工会や県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

○　申請書に記載された個人（法人）情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。

○　会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。
本支援金は課税対象となります。

３．提出書類

（１）提出・添付書類に関する注意点

○　以下の申請書類を提出してください。
○　各書類に関する詳細は、それぞれ該当する提出書類一覧表（法人用または個人事業者用）をご覧ください。
○　申請時及び支給後においても追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
○　申請時の書類の記入には、ボールペンを使用してください。（消せるボールペンや鉛筆等は使用不可）
○　**提出書類は全てA4サイズで準備してください。**

（２）法人の場合

1	提出書類一覧表（法人用） ※個人事業者用と間違わないよう注意／書類の表に添付の上、提出してください。
2	【様式第１号】中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)申請書兼請求書
3	【別紙１】支給要件確認表　※新規創業者として申請する場合は、別紙1-2を提出してください。
4	【別紙２】誓約書（※要自署）　※☑の記載を確認すること
5	●法人税確定申告書（別表一）の写し
6	●法人事業概況説明書（1,2ページ）の写し
7	●売上減少要件を満たすことが分かる書類 （売上台帳や売上データなど任意の売上確認資料の写し）
8	●エネルギー料金の支払いを確認できる書類（請求書・領収書等の写し） ・令和５年４月から９月までの任意の一月において、事業のために支払ったエネルギーの料金を証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。 ・請求書・領収書等の名義が、申請者名と一致しているものであること。一致していない場合は、その理由を記載してください。 ・請求書・領収書等がない場合は、以下の書類を全て提出してください。 ①申請者名・住所・使用月などが分かる検針票の写し ②口座振替が分かる通帳の写し
9	●8で選択した対象月に対応する令和３年同月のエネルギー料金の支払いが確認できる書類（請求書・領収書等の写し）（任意） ・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油以外のエネルギーを使用して申請する場合に提出が必要です。
10	●履歴事項全部証明書の写し（発行から３か月以内のもの）
11	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し

※5～7の注意点
基準月、対象月の申告状況に応じて必要な書類を準備してください。P.9参照

（３）個人事業者の場合

1	提出書類一覧（個人事業者用） ※法人用と間違わないよう注意／書類の表に添付の上、提出してください。
2	【様式第１号】中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)申請書兼請求書
3	【別紙１】支給要件確認表　※新規創業者として申請する場合は、別紙1-2を提出してください。
4	【別紙２】誓約書（要自署）　※☑の記載を確認すること
5	●所得税確定申告書（第一表）の写し
6	●青色申告書（1,2ページ） または収支内訳書（1ページ）の写し
7	●売上減少要件を確認できる書類の写し （本年の売上台帳や売上データなど任意の売上確認資料の写し）
8	●エネルギー料金の支払いを確認できる書類（請求書・領収書等の写し） ・令和５年４月から９月までの任意の一月において、事業のために支払ったエネルギーの料金を証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。 ・請求書・領収書等の名義が、申請者名と一致しているものであること。一致していない場合は、その理由を記載してください。 ・請求書・領収書等がない場合は、以下の書類を全て提出してください。 ①申請者名・住所・使用月などが分かる検針票の写し ②口座振替が分かる通帳の写し
9	● ８で選択した対象月に対応する令和３年同月のエネルギー料金の支払いが確認できる書類（請求書・領収書等の写し）（任意） ・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油以外のエネルギーを使用して申請する場合に提出が必要です。
10	●本人確認書類 ・原則：国民健康保険被保険者証（または後期高齢者医療被保険者証）の写し （原則の確認書類を提出できる場合は、必ずその書類を提出すること：申請時点で有効なもの） ・その他：運転免許証、マイナンバーカード（表面）、社会保険等の被保険者証　等の写し （その他の確認書類で申請する場合は、事業の継続性や実態等に応じて対象となるか判断します。申請書類に加えて、以下の書類※を提出してください。なお、必要に応じてそれ以外の書類の追加提出を求める場合があります。） ※　令和元年～令和４年（４年分）の確定申告書＋青色申告決算書（1、2ページ）または収支内訳書（1ページ）の写し（基準月の売上確認用として添付している年の分を除く。）
11	【要件】振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し

※5～7の注意点
基準月、対象月の申告状況に応じて必要な書類を準備してください。P.9参照

※市町村民税・県民税申告のみの場合は、5に変えて「市町村民税・県民税申告書」の提出
※6がない場合は、「月別売上表」等の提出が必要
※「雑所得」「給与所得」の場合は、6に変えて「月別売上表」等の提出が必要

（４）申請書類記載例

提出書類一覧表（法人用）

この用紙のチェック欄の□に✓をし、写しを提出してください。

提出書類一覧表				法人用
法人名		法人名・代表者職・氏名を記入してください。		
代表者職		氏名		

資料番号	提出書類	説明・留意事項	自己チェック	事務局チェック
◆様式関係				
1	**提出書類一覧表（法人用）** ※本紙	・この用紙の「自己チェック」欄の□に✓し、写しを提出してください。	☑	□
2	**中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)申請書兼請求書** ※様式第１号		☑	□
3	**支給要件確認表**　※別紙１	・新規創業者として申請する場合には、別紙１-２を提出してください。	☑	□
4	**誓約書**　※別紙２		☑	□
◆添付書類				
5	**（法人税）確定申告書（別表一）の写し**	・比較する基準月を含む申告期のものを提出してください（申告済みであれば対象月を含む申告書も提出）。 ・電子申告日等の記載、税務署受領印または電子申告受信通知のあるものを提出してください。 ・受領印等の記載がない場合には、申告期に応じた納税証明書（写し可）を併せて提出してください。	☑	□
6	**法人事業概況説明書（1,2頁）の写し**	・５の申告期と対応するものを提出してください。	☑	□
7	**売上減少要件を満たすことが分かる書類**	・申請する対象月の売上が確認できる書類（写し） ①確定申告が済んでいる月の場合 …法人税確定申告書＋法人概況説明書（+売上データ、売上台帳など） ②確定申告が済んでいない月の場合 …任意の売上書類（経理ソフトやExcel等の売上データ、売上台帳など） ・比較する基準月の売上が確認できる書類（写し） …法人税確定申告書＋法人概況説明書（＋売上データ、売上台帳など）	☑	□
8	**エネルギー料金の支払いを確認できる書類**	・令和５年４月から９月までの任意の１月において、事業のために使用したエネルギーの料金を支払ったことが証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。 ・請求書・領収書等の名義が、申請者名と一致しているものであること。 ・請求書・領収書等がない場合は、以下の書類を提出してください。 ①申請者名・利用者番号・住所・使用月などが分かる検針票の写し ②口座振替が分かる通帳の写し	☑	□
9	**（右記に該当する申請者のみ提出）８で選択した対象月に対応する令和３年同月のエネルギー料金の支払いが確認できる書類**	・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油以外のエネルギーを使用して申請する場合に提出が必要です。	□	□
10	**履歴事項全部証明書**	・発行から３か月以内のものを提出してください（写し可）。	☑	□
11	**振込先の口座情報が分かる通帳等の写し**	・金融機関名、名義、口座番号等が分かる部分の写しを提出してください（表紙及び見開き面）。 ・ネット銀行の場合は、名義・口座番号の分かるページの写しを提出してください。	☑	□

履歴事項全部証明書は発行から３か月以内のものをご提出ください。
期限が切れているものでは審査ができませんので、再提出が必要になります。

（4）申請書類記載例

提出書類一覧表（個人事業者用）

この用紙のチェック欄の□に✓をし、写しを提出してください。

提出書類一覧表			個人事業者用	
氏名		氏名・住所を記入してください。		
住所				
資料番号	提出書類	説明・留意事項	自己チェック	事務局チェック
◆様式関係				
1	**提出書類一覧表（個人用）** ※本紙	・この用紙の「自己チェック」欄の□に✓し、写しを提出してください。	☑	□
2	**中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)申請書兼請求書** ※様式第１号		☑	□
3	**支給要件確認表**　※別紙１	・新規創業者として申請する場合には、別紙１-２を提出してください。	☑	□
4	**誓約書**　※別紙２		☑	□
◆添付書類				
5	**（所得税）確定申告書（第一表）の写し**	・比較する基準月を含む申告期のものを提出してください。 ・電子申告日等の記載、税務署受領印または電子申告受信通知のあるものを提出してください。 ・受領印等の記載がない場合には、申告期に応じた納税証明書（写し可）を併せて提出してください（発行期間が終了した場合は、過去の書類の写しでも可）。 ・市町村民税・県民税の申告のみ行っている場合には、当該申告書の写しを提出してください。	☑	□
6	**青色申告決算書（1,2頁）**又は**(白色)収支内訳書(1頁)**	・５の申告期と対応するものを提出してください（写し可）。	☑	□
7	**売上減少要件を満たすことが分かる書類**	・申請する対象月の売上が確認できる書類（写し） …売上台帳、経理ソフトやExcel等の売上データなど ・比較する基準月の売上が確認できる書類（写し） ①青色申告の場合 ＜原則＞確定申告書＋青色申告決算書（1～2枚） ＜例外＞（青色申告決算書がない場合）確定申告書＋月別売上表＋売上台帳・データ ②白色申告の場合 ＜原則＞平均売上で計算する場合 確定申告書+収支内訳書（1～2枚） ＜例外＞月別売上を用いる場合 確定申告書+収支内訳書+日々の売上等を記録した台帳 （どちらのケースでも確定申告書に電子申告日時記載等がない場合は、別途納税証明書が必要です。）	☑	□
8	**エネルギー料金の支払いを確認できる書類**	・令和５年４月から９月までの任意の１月において、事業のために使用したエネルギーの料金を支払ったことが証明できる書類（請求書、領収書のほか、契約内容や請求情報が確認できるマイページの写しなど）。・請求書・領収書等の名義が、申請者名と一致しているものであること。 ・請求書・領収書等がない場合は、以下の書類を提出してください。 ①申請者名・利用者番号・住所・使用月などが分かる検針票の写し ②口座振替が分かる通帳の写し	☑	□
9	**（右記に該当する申請者のみ提出）８で選択した対象月に対応する令和３年同月のエネルギー料金の支払いが確認できる書類**	・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油**以外**のエネルギーを使用して申請する場合に提出が必要です。	□	□
10	**本人確認書類**	・原則：国民健康保険被保険者証（または後期高齢者医療被保険者証）の写し （原則の確認書類を提出できる場合は、必ずその書類を提出すること：申請時点で有効なもの） ・その他：運転免許証、マイナンバーカード（表面）、社会保険等の被保険者証　等の写し （その他の確認書類で申請する場合は、事業の継続性や実態等に応じて対象となるか判断します。申請書類に加えて、以下の書類※を提出してください。なお、必要に応じてそれ以外の書類の追加提出を求める場合があります。） ※　令和元年～令和４年（４年分）の確定申告書＋青色申告決算書（1、2ページ）または収支内訳書（1ページ）の写し（基準月の売上確認用として添付している年の分を除く。）	☑	□

氏名・住所(自宅住所)・生年月日がわかる本人確認書類（原則：国民健康保険被保険者証）の写しをご用意ください

パスポート・国際免許証等の上記情報が確認できない書類は不可です。

（４）申請書類記載例

【様式第１号】申請書兼請求書

訂正する場合は修正液や修正テープは使用せず、二重線にて修正ください。

様式第１号（第４条関係）

令和　５年　●月　●日
申請日は必ずご記入ください

○○○中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)申請書兼請求書

○○○　会頭・会長　様

以下のとおり、中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)の支給を申請します。

申請者情報					
申請者区分	☑ 法人（申請額15万円）　☐ 個人事業者（申請額7.5万円）				
フリガナ	カブシキガイシャ　イワテケン				
法人名または屋号	株式会社　岩手県				
代表者職(※法人のみ)	代表取締役				
フリガナ	イワテ　ユタカ				
代表者氏名	岩手　ゆたか				
所在地 法人・本店所在地 書記載の住所	〒 02△-0000 岩手県○○市○○１丁目２-３				
業種	大分類　Ｉ_卸売業_小売業	中分類　58　飲食料品小売業			
主な業務内容	飲食料品の販売				
資本金・出資金(※法人のみ)	●●●●●● 円	従業員数	正社員　●● 人	パート等　● 人	
連絡先					
担当者	岩手　花子				
電話番号	019-○○○-○○○○	FAX	019-○○○-○○○○		
電子メール	iwate△△@△△.△△				
住所(上記住所と異なる場合)	〒 02△-1111 岩手県○○市○○３丁目4-5（店舗） ※申請者住所と異なる住所を通知書等の郵送先として希望される場合に記載してください。				
口座情報					
金融機関名	○○銀行	金融機関コード	○ ▼ ◇ △		
本・支店名	○○支店	支店コード	○ ◇ ▼		
口座種別	☑ 普通　☐ 当座				
口座番号	1 2 3 4 5 6 7				

住所の記載は、履歴事項全部証明書（法人）、確定申告書（個人事業者）に合わせてください。

募集要項の対象業種一覧から、大分類及び中分類を記入してください。

日中、確実に連絡のつく電話番号、通知の送り先住所を記入してください。確認の連絡をする場合があります。

・金融機関コード、支店コードは通帳やキャッシュカードを確認し、記入してください。
・口座名義は、通帳に記載のとおり記入してください。
・申請者と口座名義人が異なる場合はお支払いすることができません。

【事務局記載欄】

受付	審査番号	審査	管理表入力	決定通知発行	支出命令	支出日

（4）申請書類記載例

【別紙１（様式第１号関係）】支給要件確認表

添付書類をもとに誤りのないように記載してください。

別紙１（様式第１号関係）

支給要件確認表

申請者名 （法人…法人名／個人…事業者氏名）	株式会社　岩手県

支援金の支給を受けるためには「１売上減少要件」及び「２エネルギー単価
す。

下の記載例を参考に、対象月と基準月の売上を記入してください。

１ 売上減少要件

①対象月の売上が、②基準月の売上と比較して**20%**以上減少している場合に要件を満たします。

①対象月 【R5.4～9の期間のうち、任意の1か月】			②基準月 【H31.4～R4.9の期間のうち、任意の1か月】			売上減少率
R5.6	500,000	円	R2.6	700,000	円	28.5%

注1　売上額は主たる業種以外も含む事業全体の額を記入してください。

記載例

①対象月			②基準月			売上減少率
R5.4	200,000	円	R2.4	400,000	円	50.0%

この場合、対象月の売上が基準月の売上と比較して50%減

以下に記載のエネルギーで申請する場合はアを、それ以外で申請する場合はイを選択してください。

２ エネルギー単価上昇要件

売上減少要件を満たした月に事業のために支払った　　区分に応じて、アまたはイを選択してください。

ア　申請するエネルギーが電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油のいずれかの場合

①以下から、申請するエネルギー区分を１つ選択してください。

✓	電気		都市ガス		LPガス		ガソリン		灯油		軽油		重油

申請するエネルギーに✓してください。

②「１売上減少要件」で　　料金（請求書・領収書等に記載の金額）を以下に記入して

R5.6	40,000	円

請求書・領収書等に記載の金額（支払額）を記入してください。

イ　申請するエネルギーがア以外の場合

イを選択した場合は、下記の記載例を参考に記載してください。
「１売上減少要件」で選択した対象月と令和３年同月について、エネルギー単価（請求書・領収書等に記載の支払額を数量で割ることで算出）を比較します。

　　金の単価が令和３年

要件確認

注4　②には請求書・領収書等に記載の支払金額（税抜）を数量で割った単価を記入してください。

単価の上昇が確認できた場合には、〇を付けてください。

記載例

①	エネルギー名	水素、薪、ペレット、木炭など

R5.4で支払ったエネルギーの請求額が10,000円（税抜）、数量が10kgの場合、単価は1,000円（10,000÷10）になります。

② 対象月			令和３年同月			
R5.4	1,000	円	R3.4	900	円	〇

この場合、対象月のエネルギーの単価が、令和３年同月の単価と比較して増加しているため、要件を満たします。

（4）申請書類記載例

【別紙１-２（様式第１号関係）】支給要件確認表（新規創業者特例用）

新規創業者として申請する場合の様式になります。

別紙１－２（様式第１号関係）

支給要件確認表（新規創業者特例用）

申請者名 （法人…法人名／個人…事業者氏名）	株式会社　岩手県

新規創業者（P.13～16参照）として申請する場合は、本様式をご活用ください。

支援金の支給を受けるためには「１売上減少要件」及び「２エネルギー単価上昇要件」の

１ 売上減少要件（新規創業者特例用）

以下の表に、連続する３か月の基準期間及びそれに続く一月（対象月）を含む４か月分の売上を記入し、基準期間の平均売上を計算してください。対象月の売上と基準期間の平均売上を比較して**20%**以上減少している場合に要件を満たします。

※新規創業者特例は、令和４年９月２日から令和５年６月上が存在しない場合に利用できます。

基準期間の売上は、連続する３か月の売上合計額を平均した金額（平均月額）になります。

基準期間（**R5.1～R5.8**のいずれか連続3カ月）

R5.3	800,000	円
R5.4	700,000	円
R5.5	600,000	円
３か月合計	2,100,000	円
平均売上	700,000	円

⇔

対象月（基準期間の最後の月に続く一月）			売上減少率
R5.6	500,000	円	28.5%

注1　売上額は主たる業種以外も含む事業全体の額を記入してください。

対象月は、基準期間に連続する一月になります。

２ エネルギー単価上昇要件

売上減少要件を満たした月に事業のために支払ったエ
はイを選択してください。

ア　申請するエネルギーが電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油のいずれかの場合

①以下から、申請するエネルギー区分を１つ選択してください。

✓	電気		都市ガス		LPガス		ガソリン		灯油		軽油		重油

②「１売上減少要件」で選択した**対象月**において、事業のために支払ったエネルギーの料金（請求書・領収書等に記載の金額）を以下に記入してください。

R5.6	40,000	円

注2　令和３年同月のエネルギー料金の単価や証明書類は不要です。
注3　申請者名と領収書等の名義は一致していること。

イ　申請するエネルギーがア以外の場合

①申請するエネルギーを記載してください。

エネルギー名	

②「１売上減少要件」で選択した対象月において、事業のために支払ったエネルギー料金の単価が令和３年同月の同一エネルギーの単価 と比較して増加している場合に要件を満たします。

						要件確認
R		円	R		円	

注4　②には請求書・領収書等に記載の支払金額（税抜）を数量で割った単価を記入してください。

記載例

①	エネルギー名	水素、薪、ペレット、木炭など

R5.4で支払ったエネルギーの請求額が10,000円（税抜）、数量が10kgの場合、単価は1,000円（10,000÷10）になります。

② 対象月			令和３年同月			要件確認
R5.4	1,000	円	R3.4	900	円	○

この場合、対象月のエネルギーの単価が、令和３年同月の単価と比較して増加しているため、要件を満たします。

（４）申請書類記載例

【別紙２(様式第１号関係)】誓約書

記載内容を確認のうえ、記入してください。

別紙２（様式第１号関係）

誓約書

誓約内容をよく確認した上で✓してください。
１つでも✓が無い場合には支援金を支給できません。
（虚偽の✓をしていることが判明した場合には支給した支援金を返納していただきます。）

一切申し立てません。

また、万が一認定が取り消された場合や、支給決定通知書の到着及び本支援金受給後に廃業した場合も返金に応じます。

チェック欄（確認の上、□に✓を記入してください）
↓

記

☑ 本支援金の支給の申請に当たっては、中小企業者等事業継続緊急支援金(令和５年度事業)募集要項を確認しており、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。

☑ 申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。

☑ 申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。

☑ 無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。

☑ 提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があることについて同意します。

☑ 申請者は、申請日時点で事業を営んでおり、本支援金受給後も事業を継続する意思を有しています。

☑ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

☑ 申請者は、暴力団(※)でなく、またその構成員は暴力団員(※)又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

☑ 申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。

☑ 申請者は、関係法令を遵守しています。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に定めるものをいう。

日付は必ずご記入ください。

令和　　５ 年　● 月　● 日

法人名又は屋号	株式会社　岩手県
代表者職（法人の場合のみ）	代表取締役
代表者氏名　※要自署	岩手　ゆたか

氏名は自筆で署名してください。

記載は、ボールペン等（消せるボールペンは不可）で行ってください.

○ 申請書類の留意事項

法人・個人事業者共通の注意点

○ 確定申告書について
提出いただく確定申告書については、以下の①～③のいずれかの記載があることが必要です。

①電子申告日時等が記載されているもの
②税務署受領印があるもの
③電子申告受信通知があるもの（受信通知を別途添付）
※上記①～③のいずれかを満たさない場合には、申告期・申告年度に応じた「納税証明書」を添付してください。
（税務署で、納税証明書その２「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」を取得してください）

○ 誓約書について
誓約事項に☑（確認）がされていること（全ての事項を誓約していること）かつ、日付、法人名または屋号、代表者職・氏名又は個人事業者等の氏名（自署）が記載されていることが要件になります。

チェック欄（確認の上、□に✓を記入してください）
↓　記

☑ 本支援金の支給の申請に当たっては、中小企業者等事業継続緊急支援金（令和５年度事業）募集要項を確認しており、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
☑ 申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
☑ 申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
☑ 無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
☑ 提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があることについて同意します。
☑ 申請者は、申請日時点で事業を営んでおり、本支援金受給後も事業を継続する意思を有しています。
☑ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
☑ 申請者は、暴力団（※）でなく、またその構成員は暴力団員（※）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
☑ 申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
☑ 申請者は、関係法令を遵守しています。

※　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に定めるものをいう。

令和　５年　●月　●日

法人名又は屋号	株式会社　岩手県
代表者職（法人の場合のみ）	代表取締役
代表者氏名　※要自署	岩手　ゆたか

○ 口座名義について
見開き面のカナ名義の通り記入してください。カナ名義に代表者役職・氏名が含まれていない場合は、記入不要です。

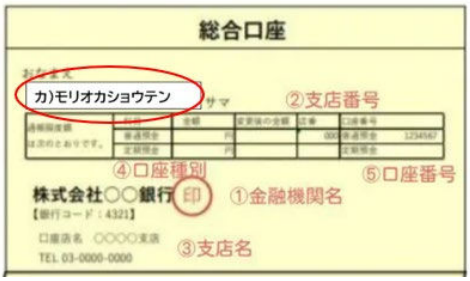

○　カ）モリオカショウテン
×　カ）モリオカショウテン
　　ダイヒョウトリシマリヤク　モリオカタロウ

○ 申請書類の留意事項

法人の注意点

○ **確定申告書は「法人税」のものを提出してください。（× 都道府県民税、市民税、消費税など）**

○ 法人概況説明書2ページ目の売上金額に基づいて申請する場合は、千円単位で記入してください。（切り捨て）

4月	3,600千円（実際3,600,255円）	→	3,600,000円
5月	8,400千円（実際8,400,493円）	→	8,400,000円
6月	2,000千円（実際2,000,351円）	→	2,000,000円

実際の売上金額（千円未満を含んだ売上金額）に基づいて申請する場合は、法人税確定申告書＋法人概況説明書のほかに、その金額がわかる売上台帳・売上データ等を添付してください。

個人事業者共通の注意点

○ 確定申告書は「所得税」のものを提出してください。（所得税申告をしていない場合は、「市県民税申告書」）

○ 「白色申告者」「市町村民税・県民税申告者」の売上計算について
原則、基準月（平成31年４月～令和４年９月）の月毎の売上については、平均売上高（年商÷営業月数）になります。例外として、「日々の売上を記録している台帳等がある場合」については、その台帳等の金額を用いることができます。

○ 家事消費について
平均売上高を用いる場合は、家事消費額を除いてから算定してください。

○ 不動産収入について
不動産業（不動産賃貸業）として申請する場合を除き、売上減少額を計算する際の売上には含めないでください。

○ 補助金・助成金収入について
売上（事業収入）には含めないでください。白色申告者で売上に含んで申告しており、売上の計算の際に平均売上高を用いる場合は、それらの金額を除いて計算してください。

○ 申請書類の留意事項

個人事業者共通の注意点

＜参考＞青色申告者で「青色申告決算書」がなく、【月別売上表】を提出する場合

① 確定申告書の事業収入「営業等」の額と【月別売上表】の合計額が一致すること。

※事業収入（営業等）の中に補助金を含んでいる場合は、売上と補助金を分けること

月別売上表例

●●商店

令和２年		
	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	1,125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
		3,560,000

●●商店

令和２年		
	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
持続化給付金		1,000,000
		3,560,000

② 月別売上表の金額を売上減少の計算に用いる際は、確定申告書・月別売上表と合わせて、その月の売上台帳やデータ等を合わせて添付すること（月別売上表の数字だけをもって、売上の算定に用いることはできません）。

＋

●●商店

令和２年		
	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	1,125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
		3,560,000

一致

＋

一致

※月別売上表と一致する売上台帳、データ等

※確定申告書と月別売上表、月別売上表と各月の台帳等、それぞれの数字の整合性が取れること。

○ 申請書類の留意事項

個人事業者共通の注意点

＜参考＞白色申告者で「収支内訳書」がなく、【月別売上表】を提出する場合

① 確定申告書の事業収入「営業等」の額と【月別売上表】の合計額が一致すること。

※事業収入（営業等）の中に補助金を含んでいる場合は、売上と補助金を分けること

月別売上表例

●●商店

令和２年	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	1,125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
		3,560,000

●●商店

令和２年	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
持続化給付金		1,000,000
		3,560,000

② 基準月（平成31年４月～令和４年９月）の売上は、原則、平均売上高となります。
ただし、例外として、「日々の売上を記録している台帳等がある場合」は、その書類及び金額を用いて計算することができます。その場合、確定申告書・月別売上表と合わせて、その台帳等を提出してください（月別売上表を作成した場合でも、日々の売上を記録・整理した台帳等が無い場合は、平均売上高での計算となります）。

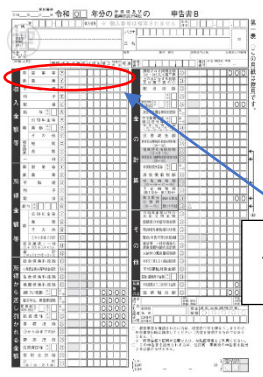

一致

●●商店

令和２年	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	1,125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
		3,560,000

一致

R2.6月 ●●商店

1日	12,000
2日	0
3日	0
4日	28,000
5日	5,600
6日	19,000
7日	0

中略

27日	0
28日	28,000
29日	7,000
30日	8,500
	145,600

※確定申告書と月別売上表、月別売上表と各月の台帳等、それぞれの数字の整合性が取れること。

○ 申請書類の留意事項

個人事業者共通の注意点

＜参考＞市町村民税・県民税のみ申告している者で、「収支内訳書」がなく、【月別売上表】を提出する場合

① 市町村民税・県民税の申告書の「営業等」の額と【月別売上表】の合計額が一致すること。

※事業収入（営業等）の中に補助金を含んでいる場合は、売上と補助金を分けること

月別売上表例

●●商店

令和２年	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	1,125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
		3,560,000

●●商店

令和２年	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
持続化給付金		1,000,000
		3,560,000

② 基準月（平成31年４月～令和４年９月）の売上は、原則、平均売上高となります。
ただし、例外として、「日々の売上を記録している台帳等がある場合」は、その書類及び金額を用いて計算することができます。その場合、確定申告書・月別売上表と合わせて、その台帳等を提出してください。
（月別売上表を作成した場合でも、日々の売上を記録・整理した台帳等が無い場合は、平均売上高での計算となります。）

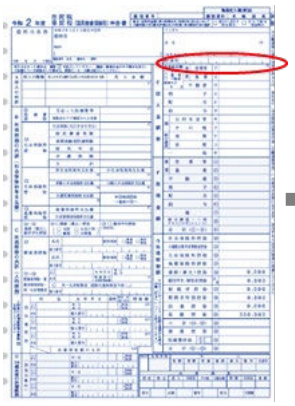

＋

●●商店

令和２年	１月	151,200
	２月	150,000
	３月	250,000
	４月	75,500
	５月	1,125,000
	６月	145,600
	７月	178,000
	８月	149,910
	９月	139,120
	１０月	189,990
	１１月	552,000
	１２月	453,680
		3,560,000

＋

R2.6月 ●●商店

1日	12,000
2日	0
3日	0
4日	28,000
5日	5,600
6日	19,000
7日	0

中略

27日	0
28日	28,000
29日	7,000
30日	8,500
	145,600

※ 申告書と月別売上表、月別売上表と各月の台帳等、それぞれの数字の整合性が取れること。
※ 令和3年度市町村民税・県民税の申告書（令和3年度の売上に基づく）／令和２年度市町村民税・県民税の申告書（令和2年度売上に基づく）

更新日	更新内容
令和５年７月27日(木)	第１版
令和５年９月15日(金)	第２版 ・個人事業者の申請先について、追記。 ・個人事業者の支給対象外となる場合について一部変更。 ・個人事業者の本人確認書類（国民健康保険被保険者証）について、 ① 「８月更新の最新のもの」から「申請時点で有効なもの」に修正。 ② 国民健康保険被保険者証以外を提出する場合には、事業実態確認のため、追加書類の提出を要する旨を追記。 ・誤植及び文言の修正 （変更や修正内容の詳細は、専用ホームページを御確認ください）。

＜お問合せ及び申請先＞

中小企業者等事業継続緊急支援金事務局

電話番号	**019-653-3595**
電話受付時間	**午前９時30分から午後５時00分まで**（土・日・祝日を除く）
電話受付期間	令和５年７月10日(月)から11月30日(木)まで

申請書類送付先	●法人の場合： 本店所在地（履歴事項全部事項証明書に記載）の市町村の商工会議所・商工会 ●個人の場合： 住所地（※確定申告書に記載）の商工会議所・商工会 ※店舗が○○市にあっても、確定申告における住所が××町の場合、××町にある商工会議所・商工会に申請。 ※本人確認書類の住所地が県外である場合は、令和４年の確定申告書の住所地が県内であること。 (売上を令和元年～令和３年の確定申告書と比較している場合、令和元年～令和３年の確定申告書に加えて、令和４年の確定申告書を追加で提出すること) ※商工会議所・商工会の会員以外の方でも申請が可能です。
申請受付期間	令和５年８月７日（月）から **11月30日（木）**まで（※当日消印有効） ※なお、執行状況によっては、締切を前倒しする場合がありますので、お早めの申請をお勧めします。
専用ホームページ	中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業インフォメーション https://iwate-shien-r5.com/